

○午前10時00分開議

○議長（松澤利行君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

あくつ 広 王 君

木 村 けんご 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（松澤利行君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1から日程第7までの7件を一括議題に供します。

日程第1

第78号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第2

第79号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

日程第3

第80号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

第81号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第82号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第83号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

第84号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第78号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第79号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第80号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例および第81号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、これら4議案は区議会議員の議員報酬および期末手当の額ならびに区長、副区長および教育委員会教育長の給料および期末手当の額について、特別職報酬等審議会から増額の答申を受けたことを踏まえ、これらを改定するとともに、答申の趣旨を勘案し、常勤監査委員の給料および期末手当の額についてもあわせて改定するものであります。

改定の内容といたしましては、初めに、区議会議員につきましては、議長の議員報酬の月額を92万

3,000円に、副議長の議員報酬の月額を78万9,000円に、委員会委員長の議員報酬の月額を65万3,000円に、委員会副委員長の議員報酬の月額を62万8,000円に、議員の議員報酬の月額を60万6,000円に、それぞれ増額するものであります。

次に、区長および副区長につきましては、区長の給料月額を114万7,000円に、副区長の給料月額を92万1,000円に、それぞれ増額するものであります。

次に、教育長につきましては、給料月額を80万2,000円に増額するものであります。

次に、監査委員につきましては、常勤監査委員の給料月額を68万1,000円に増額するものであります。

また、区議会議員、区長、副区長、教育長および常勤監査委員の期末手当の支給月数を年間3.45月から3.53月に引き上げるものであります。

これら4条例は、平成29年12月1日から施行し、平成30年度以降の期末手当の改正に関する規定は、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、第82号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第83号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第84号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

これら3議案は、本年10月11日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえて、職員、幼稚園教育職員および学校教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、公民較差を解消するため、月例給与にして526円程度の増額となる給料表の引き上げ改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給月数を年間4.4月から4.5月に引き上げるものであります。

なお、学校教育職員の給与につきましては、東京都の教育職員との均衡を考慮して、期末・勤勉手当の支給月数のみを引き上げるものであります。

これら3条例は、公布の日から施行し、平成30年度以降の勤勉手当の改正に関する規定は、平成30年4月1日から施行するものであります。なお、給料表の引き上げ改定については、平成29年4月1日から適用するものであります。

以上で7議案についての説明を終わります。

何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

なお、第82号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第83号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第84号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を徴しております。回答はお手元に配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第1から日程第5までの5件につきましては総務委員会に、日程第6および日程第7の2件につきましては文教委員会に、それぞれ付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

○午前10時07分休憩

○午後 1 時00分開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、総務委員会および文教委員会が開かれ、付託議案の審査がそれぞれ行われました。

日程第 1 から日程第 5 までの 5 件を一括して、総務委員長から報告願います。

〔伊藤昌宏君登壇〕

○総務委員長（伊藤昌宏君） ただいま議題に供されました、第78号議案から第82号議案までの 5 議案について、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら 5 議案は、本日の本会議において当委員会に審査を付託され、ただいまの本会議休憩中に委員会を開催し、審査し、採決を行いました。

まず、第78号議案から第81号議案の 4 議案については、関連する内容のため一括して審査をいたしましたので、一括してご報告申し上げます。

第78号議案、品川区議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第79号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第80号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例および第81号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、区議会議員の議員報酬および期末手当の額ならびに区長、副区長および教育委員会委員長の給料および期末手当の額について、特別職報酬等審議会から増額の答申を受けたことを踏まえ、これらを改定するとともに、答申の趣旨を勘案し、常勤監査委員の給料および期末手当の額についてもあわせて改定するものであります。

改定の内容といたしましては、初めに、区議会議員につきましては、議長の議員報酬の月額を92万3,000円に、副議長の議員報酬の月額を78万9,000円に、委員会委員長の議員報酬の月額を65万3,000円に、委員会副委員長の議員報酬の月額を62万8,000円に、議員の議員報酬の月額を60万6,000円に、それぞれ増額するものであります。

次に、区長および副区長につきましては、区長の給料月額を114万7,000円に、副区長の給料月額を92万1,000円に、それぞれ増額するものであります。

次に、教育長につきましては、給料月額を80万2,000円に増額するものであります。

次に、監査委員につきましては、常勤監査委員の給料月額を68万1,000円に増額するものであります。

また、区議会議員、区長、副区長、教育長および常勤監査委員の期末手当の支給月額を年間3.45月から3.53月に引き上げるものであります。

これら 4 条例は、平成29年12月 1 日から施行し、平成30年度以降の期末手当の改正に関する規定は、平成30年 4 月 1 日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、報酬等の改定の考え方についてなどの質疑があり、理事者より、報酬等の改定の考え方については、社会経済情勢や一般職員の給与などの諸事情、特別職の職責や所掌事務等を総合的に勘案し、特別職報酬等審議会の答申の趣旨を踏まえて、今回の引き上げを決定したものであるなどの答弁がありました。

また、委員より、区内の勤労者の給与状況を考えれば、区政の代表たる区長や議員等の給与を引き上げることは差し控えるべきであるなどの理由により、反対であるとの意見表明がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、第78号議案から第81号議案までの 4 議案につきましては、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第82号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、本年10月11日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえて、職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、公民較差を解消するため、給料表の引き上げ改定を行うとともに、特別給の支給月数を年間4.4月から4.5月に引き上げるものであります。

本条例は、公布の日から施行し、平成30年度以降の勤勉手当の改正に関する規定は、平成30年4月1日から施行するものであります。

なお、給料表の引き上げ改定については、平成29年4月1日から適用するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、管理職および係長職の給料表についてなどの質疑があり、理事者より、管理職および係長職の給料表については、区政を取り巻く環境の変化や、新たな政策の立案等の面で、職務が高度化・複雑化しており、その職責が高まってきていることを考慮し、引き上げを強めるものであるなどの答弁がありました。

また、委員より、現在の区内の景況を踏まえ、区職員の給与を引き上げる本案についても賛成できかねることから、本案については反対である旨の意見表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第82号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第1および日程第2の2件を一括して、起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件はいずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第3および日程第4の2件を一括して、起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件はいずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第5を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第6および日程第7の2件を一括議題に供します。

文教委員長から報告願います。

〔つる伸一郎君登壇〕

○文教委員長（つる伸一郎君） ただいま議題に供されました、第83号議案および第84号議案の2議案について、文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら2議案は、本日の本会議において当委員会に審査を付託され、本会議休憩中に委員会を開催して審査し、即日採決を行いました。

第83号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第84号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、関連する内容のため、一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

両案は、本年10月11日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえて、幼稚園教育職員および学校教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、公民較差を解消するため、給料表の引き上げ改定を行うとともに、特別給の支給月数を年間4.4月から4.5月に引き上げるものであります。なお、学校教育職員の給与につきましては、東京都の教育職員との均衡を考慮して、特別給の支給月数のみを引き上げるものであります。

理事者の説明の後、それぞれ採決を行い、第83号議案および第84号議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果でございます。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第6および日程第7の2件を一括して、起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件はいずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、12月6日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は、12月7日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後 1 時13分散会

| | |
|-----|---------|
| 議 長 | 松 澤 利 行 |
| 署名人 | あくつ 広 王 |
| 同 | 木 村 けんご |